

平成30年第1回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第1回水巻町議会定例会第4回継続会は、平成30年3月23日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 30 年 3 月 定例会 (第 1 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

平成 30 年 3 月 23 日

水 卷 町 議 会

平成 30 年 第 1 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 30 年 3 月 23 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 30 年第 1 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

日程第 1 議案第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、議案第 5 号 水巻町職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 5 号 水巻町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、3 月 8 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行ないます。議案第 5 号 水巻町職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてです。

本議案は、職員の退職手当を国家公務員の支給水準の見直しに準じて 3.3 パーセント減額し、2015 年度の退職者と比較して 78 万 1 千円減額するという内容です。2013 年の約 400 万円の減額に続く、厳しい条例改正となっております。

今回の引き下げは、人事院が官民の退職手当を比較し民間を 3.08 パーセント上回ったと結果を発表し、それを政府が認めたものとなっておりますが、その背景には、政府が「骨太の方針」で総人件費抑制方針を先に確認しており、国家公務員の退職手当 10 パーセントカットと勸奨退職年齢の引き上げをすでに論議していました。その後、総務大臣が「実態調査に基づく見直し」などと回答していたという経過がございます。財政事情優先という政治的な背景がありました。

また、今回の官民の比較調査自体も、いつも言われていることですが、一定の役職以上が含

まれていないなど限定的で不透明、不十分との批判があります。官民格差の解消と言うならば、政府は、民間給与がもっと上がるよう、経済政策を強く実行に移すべきだと考えます。

退職手当は後払いの賃金であり、労働条件の一部となっています。わが党の国会での質疑に対し、人事院の給与局長は「勤務条件的な性格を有している」と答弁しております。

5年ごとの「官民均衡の確保」のためとする退職手当の引き下げは、退職後も守秘義務が課され、雇用保険も適用されない職員にとって、職員の将来設計や働く意欲にも影響しかねないものであると考えます。よって、本議案には、反対をいたします。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、賛成意見を述べます。私がいつも言いますように、国から、県から、市町村ですね。莫大な借金を抱えているわけです。民間企業だったら、赤字だったら、すぐに人員整理とか、賃金カットをやっつけてのけます。そういう点、踏まえて、まだまだ、そういう民に比べて、官は高いと思っています。それも、民も大企業はいいんですけども、中小企業までは、あるところ、ないところあって、ほとんど零細企業なんかは、退職金なんかは、私、ないと思います。

そういう点で、やっぱりそういう国民の、そういう生活実態を捉えた、やっぱり下がったことは、いいことだと思うんです。そういう点から、私は、この条例改正には賛成いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第5号 水巻町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第6号

議 長（白石雄二）

日程第2、議案第6号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第6号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について、

3月8日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第6号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第7号

議 長（白石雄二）

日程第3、議案第7号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第7号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、3月8日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第7号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第8号

議長(白石雄二)

日程第4、議案第8号 水巻町個人情報保護条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長(船津 宰)

議案第8号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について、3月8日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議長(白石雄二)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

8番(岡田選子)

8番、岡田選子です。議案第8号 水巻町個人情報保護条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行ないます。

本議案は、国の法律改正に伴い当町の条例を改正するものですが、個人情報に個人識別符号が含まれるようになること、これまでのセンシティブ情報を要配慮個人情報として位置付けること、また、開示しないことができる個人情報として法人等の利益を侵害するおそれがあるときは、情報の開示をしないことができる等々の条例の一部改正を行なうものとなっております。

行政が持つ個人情報は、マイナンバー制度の導入に伴い、システム化され、その情報は日本だけではなく世界までも限りなく漏洩する危険性をはらんでおります。

皆さん、すでにご存じのように、今年年金受給者の個人情報の入力を、受注、委託された東京の会社が中国の会社に再委託するという事故が起きております。そして、厚労省がこれで進めようとしていた手続きの簡素化はストップし、再開の見通しが見つからない、このようなことが

ニュースになっております。

わが党は、100パーセント情報漏洩を防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること、意図的に情報を盗み、売る人がいること、一度漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかなくなること、そして情報は、集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるなど、このようなりスクを国会で指摘いたしまして、政府に対して「あまりにも危機意識が薄い」と厳しく批判し、反対してまいりました。

国がこれまで進めてきた行政のIT化は莫大な国家予算が注ぎ込まれております。その背景にあるのは、IT企業戦略ではないでしょうか。当町における個人情報保護もいくら条例で規定したとしても盗もうとする人がいるならば、完ぺきに守ることは不可能です。このようなことを述べまして、本議案には反対をいたします。

議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第8号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第9号

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第9号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していたしましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第9号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、3月8日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。近藤議員。

14 番（近藤進也）

反対の立場からご意見を申し上げます。まず、皆さんに議会として、町民の利益にかなった行動を取っていただきたいと思います。と申しますのは、先ほども他の議員から申し上げられました個人情報に海外に委託したために、そのマイナンバーでさえ、情報が洩れている。あるいは、行政のやる事がすべて正しいとは言えない。

皆さんが一番感じられるのは、どこかで財布を落とすかもしれない。マイナンバーを落とすかもしれない。そういったときには、すでにもうその方の情報は、外にだだ漏れなんです。自分のこととして捉えていただきたい。町民の利益にかなった行動を取っていただきたいと思います。そういった意味からもこの案に関しまして反対をいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。議案第 9 号につきましても、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行いません。先に述べました、議案第 8 号で述べました反対理由を持ちまして、この第 9 号議案の反対討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行いません。議案第 9 号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 10 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 10 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、3 月 8 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 10 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行ないます。

本議案は、平成 30 年度から国民健康保険が県単位化され、県が保険者となり、町は県から示された国民健康保険事業納付金を県に納付するようになる、それを規定するための条例の一部改正となっております。

国民皆保険制度の根幹である国民健康保険は、総体的に高齢者の加入割合が高く、医療費水準が高い。その一方で、無職の方の割合が高く、所得水準が低いために保険税収入が得にくいという構造的な課題を抱えていることは周知の事実です。

そのため、当町では、これまで国保加入者の負担を抑えようとしてできるだけ保険税の値上げは行なわず、不足分は一般会計から繰り入れすることで事業運営を行なってきました。

しかし、それでも、低所得世帯にとっては国保税の負担は重く、滞納する世帯が加入世帯の 1 割以上あるのが当町の実態です。国保事業に住民が最も望んでいることは、払える保険税にしてほしい。安心して使える医療保険であってほしい、こういうことです。今回の県単位化によって、このような国保の持つ構造的な問題は一つ解決されるものではありません。

それどころか、一般会計から赤字補てんをしながら国保事業を運営してきたこれまでの当町の努力を評価せず、県の運営方針は国保の赤字解消を盛り込み、一般会計からの赤字補てんの繰り入れをやめるよう示しています。

私はこれまで住民への負担を今以上重くすることはできないと一般会計からの繰り入れを長年行ってきた当町の国保事業は高く評価されるべきであり、地方自治の観点からも町の姿勢に県が口をはさむべきことではないと考えます。

しかし、県の運営方針に基づいて先に示された水巻町国保事業「赤字解消基本計画」では、一般会計からの赤字補てんのための繰り入れ解消をするためには、適正な保険税設定を行なう、平成 31 年度から保険税の増額が必要だとしております。適正な保険税とは、誰にとって適正なのでしょうか。

そもそも、なぜ、国保事業で赤字が出るのでしょうか。その運営の困難さの原因は、国が国庫支出金の割合を 1983 年度までは国保会計の 6 割近く支出していましたが、現在では 3 割以下まで減らしているという、この事実です。

国が責任を果たしていないことが最大の問題です。そのつけを、保険税を値上げして加入者に負担させるなど、一体誰のための保険制度なのか、あってはならないことだと考えます。

県単位化のもとでも国保加入世帯への賦課・徴収の権限を有しているのは市町村です。加入

者が安心して医療にかかることができるよう国保事業を行なうことが町の使命です。そのためには、町は今までどおり赤字補てんのための繰り入れを堅持し、命を守る国保が町民の生活を圧迫するようなことにならないよう努力を続けるべきです。

国保が抱えている問題の解決には全国知事会など地方6団体が要求している国庫負担の抜本引き上げを国に求めることが何よりも肝要であり、今回の県単位化では、ますます矛盾が大きくなることを強調いたしまして、反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

他にございませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、賛成討論をいたします。これは、国の法律改正によって、平成30年度から国保が市町村から都道府県単位に移行されることに伴っての条例改正によるものです。私は、こういう、今までは、市町村ごとで、国民健康保険税が違ったんですけども、当面は、2年間ぐらいはある新聞によると、今のままでいくって。そのあと、私は、心配しているんですね。今までは、やっぱり健康づくりに努力をした町と、そういうしなかったところでは国民健康保険税が大幅に違っているわけです。

そういう点で、やっぱりさっき岡田議員が言われましたけれども、国からの、20年前に比べて、現在、国からの交付金が下がっていますけれども、国からの交付金だけでは、もう全国の市町村の、そういう国保の赤字は、賄いきれん状態がきていると思うんです。

一番問題なのは、やっぱり、私は、あっちこっち回ってきましたけれども、やっぱり健康づくりにすごく力を入れている町と、あんまりそうやない町が、謙虚にそういう国民健康保険税の高低に、高いところと安いところに表れているわけです。

そういう点で、この条例改正には関係ありませんけれども、やっぱり町をあげて、そういう健康づくりを、執行部考えていただきたいと思います。でもって、この条例改正案には、賛成いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

反対の立場からご意見申し上げます。かつて、住民の皆さんは、健康保険税は高すぎるという声は、未だ衰えず、議員は、当然、歳費があるので、今の健康保険税が払えるかもしれません。いつまた、払えない状況が発生するかも分からないのに、ただ単に賛成するということは、いささか疑問が生じるかと思えます。

やはりいつも町民の立場で、町民の目線で、物事を考えていけば、おのずと結果は見えてくるわけですから、当然、健康保険税が下がればいいという町民の希望の声も、まったく無視して、ここで賛成するというのはいかがなものか。これは、この議案だけではなくて、次のもの

も。そしてその次の議案につきましても、同じくやはり値上げにつながるということで、言葉のまやかしは止めていただきたいと思います。

これが、県連合の単位になることで、どこに住んでも同じ、平準化した健康保険税になるということはありがたいことなのですが、やはりこの水巻町の独自性が損なわれるということは、義務教育の間の医療費の無料化はどうなるのか。あるいは、そこのところだけ残して、負担が他の人にはどんどんのしかかっていく。

それで、町の支出がどんどん増えるということではなくて、むしろ町民全体の利益にかなった、やはり赤字補てんというものを、一般会計の予算の中で、当然繰り入れていくべきだと思います。これまで同様に、その繰り入れを続けていくことが望ましいかと思いますので、この案につきましては、反対といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 10 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 11 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 11 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について、3 月 8 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 11 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行ないます。先の第 10 号と同じ討論を持ちまして、国保の県単位化に基づく条例改正のために、反対といたします。

議 長（白石雄二）

ほかに。近藤議員。

14 番（近藤進也）

同じく、議案第 10 号と同じように反対といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 11 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 12 号 水巻町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 12 号 水巻町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、3 月 8 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。この議案第 12 号につきましても、国保の県単位化に基づく条例改正となっております。県単位化に反対する立場から、議案第 10 号と同じ討論を持ちまして、反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他に。近藤議員。

14 番（近藤進也）

議案第 10 号、第 11 号、第 12 号、続きまして、同じく第 12 号につきまして、反対をいたします。反対と言いましても、実は、やはり先ほども申しましたように、町民の声に耳を傾けたのかと。実質の値上げでございますので、この値上げに苦しむ、町民のことを考えますと、やはり同じように収入のある人、ない人、多い人、少ない人もありますが、かつて、国民健康保険税が払えないで苦しんだ思いを考えますと、そういう方々の苦しみを考えた上で、やはりこの値上げは、そもそもあってはならない。

やはり町長の姿勢が問われる問題でございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上、反対の討論とします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 12 号 水巻町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 13 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 13 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、3 月 8 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 13 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 14 号 水巻町高齢者福祉センター設置及び管理運営条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 14 号 水巻町高齢者福祉センター設置及び管理運営条例の一部改正について、3 月 7 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 14 号 水巻町高齢者福祉センター設

置及び管理運営条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第15号

議長(白石雄二)

日程第11、議案第15号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。廣瀬委員長。

文厚産建委員長(廣瀬 猛)

議案第15号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の一部改正について、3月7日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議長(白石雄二)

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番(古賀信行)

今回の条例改正は、見守りネットワーク協議会の人数を15名から20名にするということですが、これは、見守りネットワーク協議会の組織は、非常にいいと思うんですけども、私が一番心配しているのは、やっぱり行政上のこういう見守りネットワーク協議会のあれも必要だと思うんですけども、いつも年寄りの中で話しているのは、本当にひとり暮らしの人なんかは、私、死んだときなんかは、だれか分かるやろうかということがよく出てくるんですよ。

そういう点で、やっぱり私が何回か、委員会で言いましたように、ひとり暮らしの方が、今日、元気よというしるしを家の前に、そういうやつも1つの、近所の人があそこのおばちゃん元気やなど。おじちゃん元気やなどという意思を誰も分かるようなあれを、考える必要があると思います。そういうことを述べまして、私は、この条例改正には賛成いたします。以上です。

議長(白石雄二)

ほかに。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第15号 水巻町見守りネット

ワーク協議会設置条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12 議案第16号

議長(白石雄二)

日程第12、議案第16号 水巻町自殺総合対策協議会条例の制定についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長長の審査報告を求めます。廣瀬議員。

文厚産建委員長(廣瀬 猛)

議案第16号 水巻町自殺総合対策協議会条例の制定について、3月7日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議長(白石雄二)

文厚産建委員長長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番(古賀信行)

この件については、若いものから年寄りまで—。

議長(白石雄二)

賛成ですか。反対ですか。

13番(古賀信行)

賛成です。年寄りまで、やっぱりそういう生きがいのあるまちづくりといいですかね。そういう点では、ただ言葉だけではなくて、ある町では、私は見てきましたけれども、若年層が一晩中無料で遊べる施設を山の上に作っていました。これは、本を読んでもいいし、皆、語り合ってもいいし、楽器演奏してもいいそうです。私は、これを見てびっくりしました。それだけやなくて、農村婦人が集まってくつろぐ場所、あまりの建物の大きさにびっくりしました。私、写真撮ってきています。そういう点で、やっぱりそういう若い人からお年寄りまでがくつろげる、語り合う場所をすれば、自分の心の悩みでも打ち明けられるし、そういう生きがいも見い

だせると思います。

そういう点から、行政がそういう面で、総合的な、今後、そういうまちづくりをしていただくことを願って、この条例制定案には賛成いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 16 号 水巻町自殺総合対策協議会条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 13 議案第 17 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 17 号 水巻町特産品センター設置及び管理条例の制定についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 17 号 水巻町特産品センター設置及び管理条例の制定について、3 月 7 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

もう、この特産品センターの、あそこの山の傾斜地にできてしまったから、今更反対してもしょうがないんですけどもー。

議 長（白石雄二）

古賀議員。賛成ですか。反対ですか。

13 番（古賀信行）

賛成です。賛成やけれども、できてしまったものはしょうがないんですけども、第1点は、あれ作るのにお金かかりすぎたことですね。また、その中で、今回の条例の中では、この使用料なんかを定めていますけれども、にんにくだけやったら、あれで済むかも分からないんです。分かりませんが。

その他、今後、特産品がないとも限りませんし、そういう点で、今後、そういうあれがでてきたときはどうするか。私、危惧しているし、心配しているんです。はっきり言って。そういう点を含めまして、今回は、賛成いたしますけれども、今後、こういう、いろんな、これまちおこしの1つの目玉で作ったんですけども、こんなことも必要ですが、私たち自身も、地域住民自身も、例えば、糸島のほう、お寺のお坊さんが自分のところのお寺の境内を開放して、そこに地域住民の農家の方が野菜をもってきて、販売させているという、テレビ番組の報道がありました。

そういう点で、やっぱりそれぞれの行政もそうですけれども、住民自身がそういう自主的に、自分たちの販路を伸ばしていく努力もする必要があると思うんです。それをもって、この条例案には、一応、賛成といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にございませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第17号 水巻町特産品センター設置及び管理条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第18号

議 長（白石雄二）

日程第14、議案第18号 第5次水巻町総合計画基本構想についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第18号 第5次水巻町総合計画基本構想について、3月8日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 18 号 第 5 次水巻町総合計画基本構想について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 15 議案第 19 号

議 長 (白石雄二)

日程第 15、議案第 19 号 猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第 2 期工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長 (船津 宰)

議案第 19 号 猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第 2 期工事の請負契約の締結について、3 月 8 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長 (白石雄二)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番 (古賀信行)

私は、反対の立場から討論いたします。意見を述べます。私は、平成 29 年の年末、いよいよ押し迫って、学校教育課長の許可を得て、猪熊小学校を視察してきました。そこで、私が、これは莫大な金をかけて、サッシを取り換えるものだから、本当に傷んでいるかどうかという点で、それを視点に見てきました。

私は、まず、このサッシに、錆が出ているか、出ていないかを見たんです。錆なんか、まっ

たく出ていません。そして、かなりサッシも、窓枠も頑丈でした。そのサッシの、アルミの錆というものは、ちょっと錆が出始めたら、ちょっと表面が膨れあがってくるんです。そういうものも全然ありませんでした。

私の、今の妻名義の家が、築45年になりますけれども、玄関のノブのところのあれがちょっとアルミの錆が出ていたんです。それでも、私は、まだ10年ぐらい使うつもりにしています。そういう点では、まだ、前回の、私が、学校教育課長に質問しましたが、学校教育課長は騒音測定したら、75デシベル以上の騒音が測定されたといいますけれども、私はそう思いません。

なぜかといえば、あれが普通のガラスやったら、騒音がするかも分かりませんが、現在、防音ガラスになっていますから、二重ガラスになっているから、私はそうは思わないんです。そういうことを考えまして、私は、反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

反対討論がありましたので、賛成討論させていただきます。今回の、この議案第19号のサッシ等の請負工事、契約の締結についてですけれども、これまで2回不調という経過がありました。そして、今回、このサッシ取り換えにつきましては、九州防衛局が調査を行ない、騒音測定をして、1級工事に該当するというので、この工事が行なわれるものと考えております。

そして、それに伴って、不調の経過がありましたので、普通教室の棚等と一緒に、また、LED工事と一緒にするということです。なかなかやはりしっかりした測定調査のもとに行なわれたという工事ですので、この工事契約を認めたいと思いますが、これまで私どもが要求してまいりましたのは、業者さんに地元、大手業者がされるときには、地元の業者を使うようにということです。全然それが現実のものとなっておりませんので、再度、この場所をお借りいたしまして、そういう努力をしていただきますようお願いいたしまして、この議案には賛成をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかに。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第19号 猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第2期工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 16 議案第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 20 号 町道の路線認定についてを議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 20 号 町道の路線認定について、3 月 7 日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 20 号 町道の路線認定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第 21、議案第 25 号を先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第 21、議案第 25 号を先に審議することに決しました。日程第 21、議案第 25 号を議題といたします。

日程第 21 議案第 25 号

議 長（白石雄二）

日程第 21、議案第 25 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）についてを、議題といたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していただきましたので、関係の各常任委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 25 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）について、3 月 19 日の総務財政委員会におきまして、当委員会に関する所管事項について、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 25 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）について、3 月 15 日の文厚産建委員会におきまして、当委員会に関する所管事項について、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

関係の各常任委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

今回のこの補正予算は、猪熊と吉田小学校の防火シャッターのあれに、約 3 千 800 万円組まれているわけです。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

賛成の立場から。

議 長（白石雄二）

賛成ですか。

13 番（古賀信行）

反対の立場から述べます。そして、これ、やっぱり私も前回も言いましたように、このシャッターは質問したら動きますかと言ったら、学校教育課長は動きますと言ったんです。これは、安全装置をつけるためのあれと理解したんですけれども、私が前回説明しましたように、シャ

ッターはどれも溝があるんです。当然、溝がなければシャッターは下りませんから。それが、その溝にストッパーをほとんどつけています。そもそも当初段階で、ストッパーをつけないような設計をしたのは誤りだったと思うんです。

で、あれ、鉄でできているから、その溶接すれば、ストッパーぐらい、すぐにできるんです。私に仕事を、ストッパーつけてくれと言われれば、1か所、10万円もあつたら、業者は喜んでストッパーつけてくれます。そういう大それた仕事じゃないんです。そういう点で、しかも屋内にあるから、そういう傷み方もないし、モーターも、歯車も、チェーンもそんなに傷んでいないと思うんです。そういう点において、やっぱりこれは無駄遣いと思うから、反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

9番、井手幸子です。私は、賛成の立場から討論を行ないます。今回の防火シャッターの改修工事については、過去に事故が起きまして、そして、それにより、建築基準法が改正されました。その事故のときに、子どもさんが大けがをしたことから、手を挟まないように、挟み込み防止などを備えた改修となっておりますので、私は、この工事は必要だと認め、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第25号 平成29年度水巻町一般会計補正予算（第6号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時09分 再開

日程第17 議案第21号

議 長（白石雄二）

再開いたします。日程第17、議案第21号 平成30年度水巻町一般会計予算についてを、議題といたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していただきましたので、関係の各常任委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 21 号 平成 30 年度水巻町一般会計予算について、3 月 8 日、3 月 19 日の総務財政委員会におきまして、当委員会に関する所管事項について、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

廣瀬委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 21 号 平成 30 年度水巻町一般会計予算について、3 月 7 日、3 月 15 日の文厚産建委員会におきまして、当委員会に関する所管事項について、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

関係の各常任委員会委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。近藤議員。

14 番（近藤進也）

文厚産建委員長にお尋ねします。委員会におきまして、慎重、審議を重ねた結果の報告を聞かせていただきました。いかに慎重審議をされたかどうかにについてお尋ねする内容は、借地料に関してです。賃借料については、一般質問でもありましたように、明神ヶ辻山、そしてぼた山の代替地、こういった太陽光の設置場所における賃借料の問題が 290 万円であったり、190 万円であったり、ましては、代替地とのあっせんする面積が違っていたり、そういった声が多々出てまいりました。

そのことが委員会において、どのように審議されたのか。また、委員長は、単なる司会者ではありませんので、イベントでもあるまいし、やはり調整を図り、執行部に対して意見具申をしなければいけない立場にありますので、委員会をどのように調整されたのか、その今の賃借料の問題について、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

委員会におきましては、皆さんで慎重に協議いたしました。そして、賃借料の件に関しても、所管の課長から委員の皆さまに丁寧にご説明があったと認識しております。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

再度、お尋ねします。開発区域、9千平方メートルだったものが、2万4千平方メートルに変わりました。5千平方メートルは、植林を県が促していたと思います。そのことをないがしろにし、町が借り上げ、そして、9千平方メートルが2万4千平方メートルというふうにとって変わりましたけれども、それに対する賃料が見合っているのかどうかということは、当然、不可思議な問題だと思います。

県からも指導を受けたものがなおざりにされたまま、代替地を補償し、そして、まさに便宜供与ではないかという疑義が持たれるかと思えます。そういった厳しいチェック体制が敷かれていないことには、やはり議会の立場が尊重されないと思います。何でも町長がやるのが許されるものではありませんので、それをましては町民からポチと揶揄されないように、何でも賛成、賛成というわけにはいきません。やはりきちんと委員長として、その辺の調整を図って、今後も、まだされていないのであれば、引き続き審査されますようお願い申し上げます。それについて、委員長、何かありますか。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

所管する課長から丁寧に説明があったと私は認識しています。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

この一。僕は、質問じゃない。討論だった。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

9番、井手幸子です。日本共産党を代表いたしまして、議案第21号 平成30年度水巻町一般会計予算について、反対討論を行ないます。

言うまでもなく、地方自治体の1年間の予算は、国の基本姿勢や政策と深く関わり、国政との関係が切り離せないものですが、美浦町長の当初予算説明の中には昨年と同様、国の基本姿勢に対する町の姿勢がまったくうかがえません。年間100億円もの財政を預かる地方自治体として、国政との関係をまず始めに示すべきだとわが党は考えます。

安倍政権による平成30年度国家予算は、「格差と貧困」を広げ、大軍拡を進める予算となっ

ています。安倍政権の経済政策「アベノミクス」が始まって5年、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すという安倍首相の言葉に象徴されるように「大企業や富裕層が儲かれば、それが滴り落ちて国民全体が豊かになる」という「トリクルダウン」政策です。その一方で、国民には消費税増税を始め、社会保障の連続改悪を押し付けています。このような国家予算の下での町の予算は、国の悪政の防波堤となり町民の生命と生活を守っていく責務を果たすため、目的にかなった予算でなければなりません。

予算については、次の5点を指摘いたしまして、反対いたします。

まず、1点目は、歳入の普通交付税が22億3千万円と前年比2千万円の減となっていることについてです。その要因は、トップランナー方式の拡充としています。トップランナー方式は23の対象業務に対し、民間委託などで抑えた経費水準を基準に、交付税を算定する方式で自治体に「行革」を迫る仕組みです。

平成31年度からは窓口業務の追加が検討されており、政府は法改正を行ない、これまで民間業者では禁止された公権力の行使を可能としています。地方交付税削減のために民間委託を自治体に競わせるトップランナー方式は、住民の基本的な人権を守る行政サービス水準を著しく低下させるものです。住民福祉の向上のために自治体が必要とする歳入予算として交付税を、国はしっかりと地方に確保するべきであると考えます。

2点目は、平成29年3月に策定された公共施設等総合管理計画に基づき、平成30年度、平成31年度にかけて債務負担行為として公共施設保全長寿命化計画策定委託料3千50万円、そのうち今年度は策定委託料として1千300万円が計上されていることについてです。策定費用が高額なことに驚かされます。

当町は公共施設の耐震診断・耐震工事は完了し、空調設備、外壁塗装など施設整備が計画的に実施されつつあります。長寿命化計画策定にあたっては、総合計画に基づき、住民の声にしっかりと耳を傾ける姿勢を堅持し、国が狙うコンパクトシティ政策と結びつけた施設の集約化・複合化にはくみしないとの方針で、計画の策定を行なうよう求めます。

3点目は、わが党が毎回一般質問で取り上げている吉田町営住宅建て替え問題についてです。吉田町営住宅建て替えについて、美浦町長就任当時には「一大事業」と銘打っておられましたが、平成27年度当初予算説明で「年度内に基本計画を策定したい」と述べられたのを最後に、吉田町営住宅居住者の「早く年次計画を示して欲しい」という要求もたなごらしにしたまま、平成30年度も明確な方策が示されていません。吉田町営住宅居住者は建物の老朽化や増え続ける空き家の防犯上の問題に悩まされ、先の見通しも立たずに不安な生活を送られています。町は具体的な方針を早く示し、住民の要求に応えるべきです。

4点目は教育費についてであります。学校教育環境については教室、特別教室、給食室へのエアコン設置、LED化、防災・防音対策事業、駐車場整備などハード面での環境整備は整っていると考えますが、講師、スクールカウンセラーの配置など、人的配置の予算が不十分であることを指摘します。毎年、町PTA連合会から提出される陳情書では、授業だけを担う非常勤講師の配置だけでなく、系統的に子どもたちと触れ合い、見守ることができる常勤講師の配置を求めています。その上、家庭環境が多様化、複雑化する中、わが党は子ども1人ひとりに向き合った教育が必要だと考えますが、教師の仕事は増え続ける一方で、この問題を解決する

ためには人を増やすしかありません。わが党は、教育現場での人的配置の増員を改めて求めます。

最後に5点目は、執行部の議会に対する姿勢の問題です。

平成30年度一般会計予算案では、明神ヶ辻山太陽光発電事業者に年間262万円の借地料、駅周辺再生整備費事業用地買収費8千890万円、みどりんぱあーく用地取得費2千万円が計上されています。これらは、すべて私有地です。

明神ヶ辻山太陽光発電事業は平成27年1月に、地権者である事業者が山の管理道路通行許可を町に求め、町が安易に許可したことから樹木の伐採が始まり問題が発覚しました。当該地は地すべりの危険区域に隣接し、地元からは災害への不安が当時の要望書の中で訴えられていました。また町は、マスタープランなどに明神ヶ辻山、多賀山、豊前坊の3山を、自然が豊かで展望台から見下ろす景色は絶景だと謳っています。事業者から許可申請が提出されたときに地元住民の安全や自然や景観を守る立場に立っていたなら、法的権限はなくても何らかの対応を当然するべきだったと考えます。

駅周辺再生整備費事業については、平成30年度からの5か年計画であることが明らかになりました。しかし、バスロータリーや駐輪場の整備は、一部始められており、わが党は「これほど大規模な計画であったのかと驚きました。町は、当初から大まかな駅周辺整備計画を議会に示すべきではなかったのではないのでしょうか。

みどりんぱあーく用地取得についても「駐車場を増やして欲しい」という、利用者の要望に応えたことは評価できますが、平成28年、町は、地権者との賃貸契約を結び、駐車場整備に600万円使い、約1年半近く借地料を払ってきました。文厚産建委員会でわが党の「なぜ、最初から土地を買い取らなかったのか」という質問に対し、執行部は「財政的負担が大きかったため」と答えました。例え、一時的に財政負担が大きくなったとしても、将来的には有益であることを判断し、計画的に進めることが肝要だと考えます。

わが党は、これらの施策について反対するものではありませんが、議会に対し、途中経過を含め、説明が不足していたことを指摘します。町は、町民や議会に対し、施策に対する説明責任があることを忘れてはなりません。例え、事案が決定していなくても、町民の代表である議員に報告し、意見を聞くべきです。以上、5点を指摘し、反対といたします。

議 長（白石雄二）

ほかに。近藤議員。

14 番（近藤進也）

反対の立場から意見を申し上げます。先ほども委員長報告を聞きましても、執行部からの報告のみで、ただのイエスマンでは審議会の意味を成しません。ましてや、議会は、先ほども述べております、ほかの議員からありましたように、やはり町民の負託を受けた議会が執行部提案を丸のみではなくて、きちんと審査することが求められているわけです。

その議会の厳しいチェックをも無視して、強引に物事を進めていくという町政のあり方にも疑問視せざるを得ません。また、駅前のバス停のところだって、私が聞くところによれば、地

主は、町から買い取りを求められたと言っています。あなたは、買ってくれと言われたと言いました。

しかし、事実を調べれば、現場にこそ真実があるのです。いくら議会で詭弁を述べても、真実は、議会は厳しくチェックする立場にありますので、きちんと議員の皆さんが審査していく必要があるかと思えます。調査もせずして審理なし。まさに、議会の所以たるものが、ここで真価が問われるかと思えます。

よって、今後の町政の進め方につきましては、やはり詳細に議会に報告し、議員の賛成多数というのは、やはりこれが町民の声だというふうに、あなたが重く受け止めるのであれば、もっとより詳しく議会に対して、議会軽視せずに、強引に物事を進めることはお止めいただきたいと思えます。よって、この案につきましては、この明神ヶ辻山の件も含めまして、いろんな用地料、その他、いろんな買収計画があまりにも議会に知らせずにして進められ行なわれてきたという経緯からして、私は反対をいたします。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、反対の立場から意見を述べます。まず、第1点目は、もう少しお金の使い方をうまくすれば、たくさんのお金が、私は浮くと思っています。それが、まず、第1点目は、調査設計ですね。これは、美浦町長に限らず、歴代町長が調査設計は、ほとんど外部の調査設計会社、コンサルタントに任せてきたことです。

私は、今朝、ある県の写真を引っ張り出して見てきました。それは、そこの建物の横の銘板に、その県の職員が設計、監理したとしているんです。写真も撮ってきました。そういう、水巻町のこの役場も、入口には、昭和60年にこの建物を、役場を作ったと書いてあります。でも、設計業者、そういう誰が監督、設計、監理したか、まったくこれにないんです。建物で上がって、書いてないんですよ。ほとんどの公の人は、公の建物は、書いてあるところたくさんありました。建設業者も書いています。

そういう点で、やっぱりそういうこともないし、それから、この建物ができて、昭和60年から、約30年から40年にもなっていませんね、まだ。昭和60年に役場できています。そして、昨日は、議会運営委員会がありました。その中で、第1委員会室が雨漏りで、第2委員会室に移ったんですけれども、私は、歯がゆい思いをしたんです。こんな頑丈な建物が40年もしないのに雨漏りすると、歯がゆかったんです、はっきり言って。そういうことが、まず第1点。

それで、私が、まず、言いたいのが、美浦町長に何回か本会議で言いましたけれども、調査設計の仕事を、人材育成、水巻町は、1級建築士もいます。そういう点で、人材育成をして、町の職員に仕事をやらせる。これだけで、私は、年間5千万円浮くと思っています。

それから、今日、私は、9時20分、家を出て、ここに向かってきました。ところが、私が来たときは、唐ノ熊橋のところまで、車が渋滞しているわけです。で、今年の予算書を見ますと、約1億5千万円の駅周辺の予算が組まれています。整備事業の。それはそれとして、あの付近

の駅前の駐車場いるかもしれませんが、それと同時に、私は、すぐと言いませんけれども、この水巻町が一番困っているのは、南北の交通の渋滞です。

いきいきほ一るの前は、役場に向かって、今度は、JRと県と、県は国のお金ですけれども、そういう町も8千万円お金を出してしますけれども、あそこのガード下の拡幅をやりませけれども。それはそれとしていいと思います。

それと同時にやっぱりもう一本ぐらい抜け道がないといかんと思っているんです。はっきりいって。で、一番、私は昨日も見に行っただけです。立屋敷の。あのガード下を。そして、あれは、あの鹿児島本線は、遠賀川を折尾に向かって、ちょっと、遠賀川を渡ったら下って、下り勾配になっています。そして、また、駅の近く、折尾駅に行ったら、若干上がった感じになるんです。だから、私は、立屋敷のあれは、線路を上げれば、あそこのガードは広がって、そのとき、まだ、周りは田んぼだから、そんなにあの駅の踏切のところも、お金がかからないと思うんです。

何故、こういうことを言いますかと、私は、年に何回か、現在、西鉄大牟田線の雑餉隈あたりの高架をよく見に行っています。夜間工事をしてしています。そして、線路の両側に鉄柱を立てています。鉄柱を。そして、その鉄柱に鉄骨を渡して、線路の高架化工事をしてしているんですよ。だから、それを見てきているから、私、言えるんです。そういう点において、そういう都市計画のあれも、今日、冊子もらいましたけれども、そういう点は、冊子見る限りは、そういう点は含まれていなかったんです。よって、私はすぐと言いませんけれども、20年ぐらいの長いスパンで、そういう住みよいまちづくりも考えていただきたい。そういう点、この予算書には、含まれていない。残念です。

それから、私は、さっきも補正予算で反対しましたがけれども、今後、行なわれていく工事が、この今年、土木と教育で約25億3千238万の予算を組まれています。この中で、やっぱり私は、さっき述べましたように、調査設計で約5千万円浮くと思います。

それから、入札関係です。隣の遠賀町なんかは、水巻町よりも低い金額は、水巻町よりもいい入札をしています。ある程度、金額を超えたら、一般競争入札をしています。うちの町は、すべてが、すべてとは、金額が高いものは、随意契約を除いては、ほとんど指名競争入札だと思います。そういう点で、やっぱり入札も、そういう入札制度も変えれば、かなり安くできると思います。

そして、入札の予定価格ですけれども、私は、いつも高いと思っっているんです。そしたら、ある課長は答えられます。これは、国の基準に従ってやっていると答えられる課長もおられます。そういう点で、私は、民間はそうやないんです。材料費がなんぼ、人件費がなんぼ、利益がなんぼで積算していくんです。そういう点で見れば、やっぱり民間に比べて、多額のお金が支出されていると思うんです。そういう点を踏まえて、私は、平成30年度の予算に反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第21号 平成30年度水巻町一般会計予算について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 18 議案第 22 号

議長(白石雄二)

日程第 18、議案第 22 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長(船津 宰)

議案第 22 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、3 月 8 日、3 月 19 日、総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議長(白石雄二)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番(岡田選子)

8 番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、議案第 22 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計について、反対の立場からの討論を行ないます。

国保の、今回の予算案ですが、国保の県単位化が開始されます、当初、最初の予算となっております。私ども、県単位化に反対する立場でありますので、この予算には反対をいたします。以上です。

議長(白石雄二)

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 22 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決いたしました。

した。

日程第 19 議案第 23 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、議案第 23 号 平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 23 号 平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、3 月 8 日、3 月 19 日、総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、賛成の立場から意見を述べます。私の、この 3 月の一般質問で、病院に行かなかった人は、表彰してほしいというあれは、出しましたけれども、それに関連してですけれども、それで執行部の答弁が、75 歳以上の老人が年間約 101 万円でしたかね。使っているという答弁が書いてありましたけれども、答弁書に書いてありました。それを計算したら、現在の人口をかけたら、約 45 億円かかっているんです。それに国保とか、介護を含めたら、水巻町の一般予算ほどならないけれども、それに匹敵するほどのお金が使われているんです。

やっぱり、私の町だけじゃなくて、これからのこういう健康に対する、健康づくりを全国を挙げてやっていかないといけないと思うんです。そういう点で、年寄りの健康づくりに力を注いでいる町と、そうでない町では、全然取り組み方が違うんですね。それは、具体的に言うと、やっぱりそういうお年寄りが一日中のびのびと暮らせる場所、これを今後考えていく必要があると思います。それと仕事。これも考えていく必要があると思います。そういう点で、町長だけじゃなくて、町の執行部の方がそういう将来のお年寄りの健康づくり。それだけじゃなくて、高齢者、町民全体の健康づくりを取り組んでいただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

小田議員。

7 番（小田和久）

7 番、小田です。平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、反対意見を述べます。後期高齢者医療制度は、これまでも述べてきましたように、75 歳以上の高齢者に負担増と、差別医療を押し付ける、世界でも例のない高齢者いじめの制度であります。よって、制度そのものに反対は言うまでもありませんが、平成 30 年度の予算編成では、特別軽減税率の廃止によって、540 人の高齢者の負担が加わることになります。よって、日本共産党は、反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 23 号 平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 20 議案第 24 号

議 長（白石雄二）

日程第 20、議案第 24 号 平成 30 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。廣瀬委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 24 号 平成 30 年度水巻町公共下水道事業会計予算について、3 月 7 日、3 月 15 日、文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 24 号 平成 30 年度水巻町公共下水

道事業会計予算について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22 意見書第1号

議長（白石雄二）

日程第22、意見書第1号 所有者不明の土地利用を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。久保田議員。

6番（久保田賢治）

6番、久保田です。意見書第1号 所有者不明の土地利用を求める意見書について。地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、松野議員、水ノ江議員であります。内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

これなかなか。賛成の立場から意見を述べます。これなかなかいいことだと思うんです。土地、今月も役場にこういう相談に来ておられた方がおられたんですけども、こういう点で、空き家とか、空き地があるところは、そういう、これは役場だけでこういう空き地とか、空き家を全部把握することは困難だと思うんです。そういう点では、民生委員とか、区長とか、あらゆるそういう末端の組織を使って、やっぱり調べてもらって、それを役場にあげてもらって、そして役場が動くということをせんと、なかなか年数が経ってから、こういう空き家や空き地の所有者を探すのは、非常に困難と思うんですよ。

そういう点で、やっぱり早い時点で、そういう所有者を探して、そして土地の処分なり、家の処分をお願いできる対策を取っていただくようお願いいたして、私の賛成意見といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。

[「議長。さっき挙げました。」と発言する者あり。]

井手議員。

9 番（井手幸子）

日本共産党を代表いたしまして、この意見書案について、反対の討論を行ないます。所有者不明の土地の問題については、全国でも大きな問題になっていると、空き家の樹木が伸びて、近隣に迷惑をかけたという事例が起こっているのは承知をしておりますけれども、これは、まだ、国会では、議案が提出をされておられません。それで、この5項目についての、まず1番目、仕組みを整備する。これは、まだ、提案もされず、審議もされておられませんので、これは適当ではないと思います。

それと、最後の方の4番、5番。これについては、財産権の侵害の問題も出てくる場合があるという懸念があります。また、全国の市長会とか、経済委員会の出された意見書については、市町村に新たな義務付けがなされることから、義務付けられることから、十分な配慮をしていただきたいという要望、意見書も提出されております。

ですから、この意見書については、もっと今から始まるということですので、それを先取りして、こうしてほしいという意見を出すことには、該当しないと思いますので、審議はされていないということなので、もっとこれから審議をするということなので、時期尚早ということで、反対といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第1号 所有者不明の土地利用を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、意見書第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第23 意見書第2号

議 長（白石雄二）

日程第23、意見書第2号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書についてを、議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員。

7 番（小田和久）

7 番、小田です。核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、提案説明をいたします。この意見書の案文については、すでに各議員の皆さんのお手元に配付いたしておりますので、それを参考にさせていただき、慎重審議の上、全員のご賛同をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきますと思います。地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長です。賛同者は、岡田議員、井手議員です。よろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第 2 号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 2 号は、否決いたしました。

日程第 24 意見書第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 24、意見書第 3 号 だれもが安心して医療にかかれる国民健康保険とするための意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。意見書第 3 号 だれもが安心して医療にかかれる国民健康保険とするための意見書についての提案説明をさせていただきます。案文は、皆さんのお手元にあるかと思いますが、ここに書かれてあります、意見書標題のように、本当に国民健康保険がだれもが安心して医療にかかれるというものになることは、水巻町議会の議員の皆さん全員、ご賛同いただけたらと思っております。

そして、今回、提出先がこれまで何度も国に対して、意見書を出したいということで、意見書をあげてきましたが、賛同をいただけなかった経過がございますが、今回、県単位化になり

まして、まず、福岡県知事に対して、しっかりと、まず、この単位化初年度にあたりまして、町議会として、意見を申し上げておきたいという思いがございまして、福岡県知事ということにさせていただいております。

ぜひ、4つの項目等を、皆さん、慎重にご審議いただきまして、全員の皆さんにご賛同いただきまして、意見書があげられるように、よろしく願いいたしたいと思います。賛同者は、小田議員、井手議員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第3号 だれもが安心して医療にかかれる国民健康保険とするための意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第3号は、否決しました。

日程第25 意見書第4号

議 長（白石雄二）

日程第25、意見書第4号 NHK受信料補助制度の継続と対象区域の拡大を求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

9 番（井手幸子）

9番、井手幸子です。私は、意見書第4号 NHK受信料補助制度の継続と対象区域の拡大を求める意見書の提案をいたします。案文については、お手元の文書のとおりでございます。この問題につきましては、先日の一般質問で、わが党が質問したところ、町長は調査をしていただきまして、他町の要請があれば、協力をしたいという、前向きな答弁をいただきました。

今回のこの意見書、補助制度の継続を求めることももちろんですが、注目していただきたいのは、対象区域を拡大してほしいと。現在、ほとんど北部地域がこの防音工事対象区域、それとNHK受信料の補助区域は、北部のほうにあります。最近といいますか、何年か前ぐらいから、南部のほうにも頻りに飛行機が飛来をしている現実があります。

先月、航空祭が芦屋基地で行なわれましたが、このときも、当日だけではなくて、4、5日前からF15の戦闘機が爆音を散らして、ものすごい練習。それと当日にも、騒音を出しておりましたけれども、こういう本当に戦闘機が来たらどうなるんだろうかという、地響きがするような騒音のひどさでございました。

それともう1つは、オスプレイ。平成30年度、国家予算の中で、オスプレイの導入をする。まず最初の1機を導入するという、国家予算が出ておりますけれども、これについては、国の方針としては、佐賀空港に、民間の普通の空港に17機を配備するという方針がありましたけれども、現地、佐賀県のほうで、佐賀市のほうで反対運動、来るなという運動が広がって、国のほうもちょっと検討しております。

それが、暫定的に、これは、そういう声もあるという意味でございますけれども、芦屋基地にも暫定的に飛来をする可能性があるのではないかとされておりまして。そうすると、なお余計に騒音に悩まされるということで、これについては、町民の生活に関わることでありますので、ぜひとも皆さまにご賛同をいただきたいと思っております。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣。賛同議員は、小田議員、岡田議員でございます。よろしく申し上げます。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、賛成の立場から意見を述べます。さっき、井手議員も言われましたように、やっぱり飛行機の訓練地域が広がっていると思います。特に、遠賀川の、立屋敷から伊左座一丁目、二丁目、五丁目あたりですね。黒い色のヘリコプターがよく飛ぶんです。そして、この黒い色のヘリコプターは、普通のヘリコプターに比べて、音が数倍高いんです。それも日中だったらいんですけれども、どうかしたら夜も飛ぶんです。

それともう1つは、頃末南のほうですけれども、それはよく頃末南三丁目あたりの上を、自衛隊の貨物便ですかね。あれ輸送機がよく飛びます。そういう訓練地域も広がっています。そういう点も、そういうことも、町の執行部は頭に入れておいていただきたいと思っております。そういう点をもって、この意見書には、私、賛成いたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第4号 NHK受信料補助制度の継続と対象区域の拡大を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第4号は、否決いたしました。

日程第26 委員会報告について

議長（白石雄二）

日程第26、委員会報告について。去る12月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

ご報告することはございません。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

ご報告することはありません。

議長（白石雄二）

議会運営委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

ご報告することはありません。

議長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 議 な し —

質疑を終わります。

日程第27 閉会中の継続審査について

議長（白石雄二）

日程第27、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成30年第1回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前12時07分 閉会